

静岡県告示第144号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき弁財天川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定に基づき告示する。

なお、弁財天川水系河川整備基本方針は、令和6年3月1日から静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

静岡県知事 川 勝 平 太